

## 幸手都市計画道路の変更（埼玉県決定）

都市計画道路中 3・3・75 惣新田幸手線バイパス及び 3・4・54 東武動物公園駅東口通り線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・75	惣新田幸手線バイパス	幸手市大字平須賀字赤木前	幸手市大字惣新田字上沢目木	幸手市大字平野字九反割	約 2,940m	地表式	4車線	27m	幹線街路と平面交差 2箇所	
幹線街路	3・4・54	東武動物公園駅東口通り線	宮代町百間二丁目	杉戸町内田三丁目	杉戸町杉戸二丁目	約 1,270m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平面交差 5箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

3・3・75 惣新田幸手線バイパスについては、都市計画決定後、首都圏中央連絡自動車道の整備とあわせ、その側道の整備が進捗しているとともに、県道下吉羽幸手線バイパスが供用され、幸手市内の交通の分散が図られたことから、当初想定していた首都圏中央連絡自動車道から北側の県道惣新田幸手線の4車線化の必要性が無くなったため、3・3・74 幸手インター連絡線との交差方式を立体交差から平面交差に変更し、この構造変更に伴い交差部の幅員について縮小変更するものです。

3・4・54 東武動物公園駅東口通り線については、宮代町が新たに東武動物公園駅東口駅前広場を定めることから、本路線の起点をこの駅前広場の位置にあわせるよう移動し、延長を変更するものです。

なお、当該2路線は、車線の数が未決定のため、3・3・75 惣新田幸手線バイパスについては、車線の数を4と、3・4・54 東武動物公園駅東口通り線については、車線の数を2と定めるものです。

# 理 由 書

幸手都市計画道路 3・3・75 惣新田幸手線バイパス及び 3・4・54 東武動物公園駅東口通り線は、都市計画法第 15 条第 1 項第 5 号の規定により、埼玉県が定める都市計画です。

本理由書は、幸手都市計画道路 3・3・75 惣新田幸手線バイパス及び 3・4・54 東武動物公園駅東口通り線の変更についての理由を示したものです。

## I 幸手都市計画区域における位置等

幸手都市計画区域に含まれる土地の区域は、幸手市、杉戸町及び宮代町の行政区域の全域並びに久喜市及び加須市の行政区域の一部です。

### 【幸手市：3・3・75 惣新田幸手線バイパス】

当該路線は、3・3・74 幸手インター連絡線を起点として、県道境杉戸線と交差し、一般国道 4 号春日部古河バイパスへ至る延長約 2,940m、幅員 27m の幹線街路であり、幸手インターチェンジ（仮称）へのアクセスを円滑に処理する役割を担う道路です。

### 【宮代町、杉戸町：3・4・54 東武動物公園駅東口通り線】

当該路線は、東武伊勢崎線東武動物公園駅の東口を起点として、一般国道 4 号と交差し、3・4・70 与左エ門倉松線へ至る延長約 1,320m、幅員 20m の幹線街路です。

## II 変更の理由

3・3・75 惣新田幸手線バイパスについては、都市計画決定後、首都圏中央連絡自動車道の整備とあわせ、その側道の整備が進捗しているとともに、県道下吉羽幸手線バイパスが供用され、幸手市内の交通の分散が図られたことから、当初想定していた首都圏中央連絡自動車道から北側の県道惣新田幸手線の 4 車線化の必要性が無くなったため、3・3・74 幸手インター連絡線との交差方式を立体交差から平面交差に変更し、この構造変更に伴い交差部の幅員について縮小変更するものです。

3・4・54 東武動物公園駅東口通り線については、宮代町が新たに東武動物公園駅東口駅前広場を定めることから、本路線の起点をこの駅前広場の位置にあわせるよう移動し、延長を変更するものです。

なお、当該 2 路線は、車線の数未決定のため、3・3・75 惣新田幸手線バイパスについては、車線数を 4 と、3・4・54 東武動物公園駅東口通り線については、車線数を 2 と定めるものです。

## III 変更の内容

名称	延長	車線の数	幅員	内 容
3・3・75 惣新田幸手線バイパス	約 2,940m	4	27m	・一部区間の幅員を変更する。 ・車線数を 4 と定める。
3・4・54 東武動物公園駅東口通り線	約 1,270m	2	20m	・起点を移動し、延長を約 1,320m から 約 1,270m とする。 ・車線数を 2 と定める。

## IV 関連する都市計画

幸手都市計画道路の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ・道路（宮代町決定）